

「出版者への権利付与等」 についての方策について

2013. 5. 29

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCII ビル 3階

TEL:03-3221-6655 FAX: 03-3265-7460

一般社団法人

日本写真著作権協会(JPCA)

会長 田沼 武能

(会員 9 団体)

公益社団法人日本写真家協会

公益社団法人日本広告写真家協会

一般社団法人日本写真文化協会

一般社団法人日本写真作家協会

一般社団法人日本スポーツプレス協会

全日本写真連盟

日本肖像写真家協会

日本自然科学写真協会

日本風景写真協会

出版者への権利付与等について、
一般社団法人日本写真著作権協会は、次項以降を公式見解とする。

(総論)

出版者の権利付与等についての方策については、文化庁資料 (B) に記載される出版権の整備によって対応する事が適当であると考ええる。

また、出版権の整備による対応の中でも、中山信弘氏の提案する「出版者の権利のあり方に関する提言」によって対応する事が望ましい。ただし、③に記載される複写利用への拡張は、後述する理由から今回の措置より除外する事を前提とする。

また、④に記載される「ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン」については、今後の著作権流通促進策の基本となると考えられることから、どのような対応措置を取るにつけても、今回の対応策に付帯して促進を決議する事が望ましい。

(③の除外を前提とする理由)

- ・現在、進捗している複製に関する集中処理を停止、もしくは大きく阻害する。
→日本複製権センターを始めとする社内複写の集中管理が進む中、著作権が複製に関して効力を持つよう拡張されると、複製管理の主体が散在して、実質的な集中管理が機能しなくなる。このような集中管理などの流通促進策を阻害する施策には反対である。
- ・写真集など版の全面が写真で構成される出版物の複製に関して、著作権者の権利を阻害する可能性が高い。
→写真そのものの利用と出版物からの利用について、全面写真で構成される写真集などは、その区別が困難である。そもそも写真家がレイアウトまで決めている写真集などに対して、出版社がこのような効力を行使できることが妥当であるのかについて非常に疑問である。
- ・複製に関する効力拡張を著作権の中を含めることにより、著作権者の意図しない契約を誘発する危険性が高い。
→現在でも著作権者と出版社の契約に関する不平等性などの不満が著作権者には大きく、その是正に向かっていく状況の中で、このような強い効力が著作権に含まれることは、更に公正な契約促進に対して障害となる。

※注記

中山信弘氏の提案する「出版者の権利のあり方に関する提言」を検討するにあたり、③の項目を除外する事ができない場合、経団連の提案する「電子著作権」での対応を当協会の主張とする。ただし、その場合でも④の「ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン」を付加する事を提案する。

以上